

3 級 F P 技能士テキスト 改正のお知らせ

平成 26 年 10 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
 F P 試験において押さえておきたい主要内容を掲載していますのでご確認ください。
 なお、**該当ページ**には、3 級 F P 技能士テキストの該当ページを記載しています。

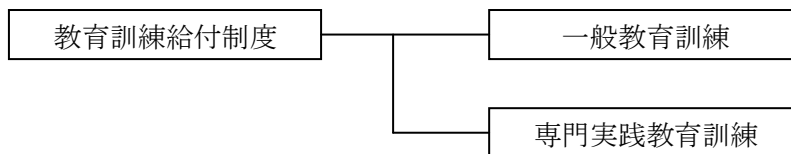
※今回、主な改正点をお知らせするのは、「ライフプランニングと資金計画」の 1 科目のみとなります。

<ライフプランニングと資金計画>

1. 教育訓練給付制度が拡充されました。

教育訓練給付制度は、平成 26 年 10 月 1 日に改正されました。この改正により、教育訓練給付制度は従来の枠組みを引き継いだ「一般教育訓練の教育訓練給付金」と、専門的・実践的な教育訓練講座を受講した場合の「専門実践教育訓練の教育訓練給付金」の 2 本立てとなりました。

<平成 26 年 10 月 1 日以降の教育訓練給付制度のまとめ>



	一般教育訓練 (従来の教育訓練)	専門実践教育訓練 (新設)
支給額	受講費用×20%	受講費用×40% (受講修了後に資格等を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された者またはすでに雇用されている者に対しては20%を追加支給)
支給額の上限	10 万円	32 万円/年 (上記 20%の追加支給を受けた場合においては 48 万円/年)
支給期間	最長 1 年	原則 2 年 (資格につながる場合は最長 3 年)

該当ページ P16

2. 企業型確定拠出年金の掛金拠出限度額が引き上げられました。

平成 26 年 10 月 1 日、企業型確定拠出年金の掛金拠出限度額が次のとおり引き上げられました。

<平成 26 年 10 月 1 日以降の企業型の掛金拠出限度額>

企業型	厚生年金基金・確定給付企業年金などの加入対象とならない従業員 (他の企業年金がない場合)	55,000 円/月
	厚生年金基金・確定給付企業年金などの加入対象となる従業員 (他の企業年金がある場合)	27,500 円/月

該当ページ P49

3. フラット 35 (買取型) の一部繰上げ返済における最低必要額が引き下げられました。

従来、フラット 35 (買取型) の一部繰上げ返済を行う際には、最低でも 100 万円以上必要でしたが、平成 26 年 7 月 29 日以降、インターネットサービスを利用することで 10 万円以上に引き下げられました。

<平成 26 年 7 月 29 日以降の一部繰上げ返済のまとめ>

	最低必要額の繰上返済額
インターネット	10 万円以上 (※)
金融機関の窓口	100 万円以上

(※) 期間短縮型の場合は、1 ヶ月分以上の元金 (ボーナス払いがある場合は、ボーナス払い分を含めた 6 ヶ月単位の元金) が必要。

該当ページ P55